

天平浪漫紀行・京都

記念講演

「聖武天皇と天平文化」

上田正昭

一頁～八頁

基調講演

「天平の寺とものづくり」

菱田哲郎

九頁～二二頁

基調報告

（展覧会みどころ解説）

一．「天平浪漫紀行・山城」

松尾史子

二．「天平浪漫紀行・丹波～丹後」

筒井崇史

主 場 期

催 所 日

平成二十二年九月四日（土）

向日市民会館ホール

京都府教育委員会

財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

次第

挨拶 小池 久（財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター常務理事）

一. 記念講演「聖武天皇と天平文化」

当調査研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田正昭 一頁～八頁

二. 基調講演「天平の寺とものづくり」

京都府立大学教授 菱田哲郎 九頁～二三頁

三. 基調報告（展覧会みどころ解説）

（一）「天平浪漫紀行・山城」

当調査研究センター調査員 松尾史子

（二）「天平浪漫紀行・丹波～丹後」

当調査研究センター調査員 筒井崇史

聖武天皇と天平文化

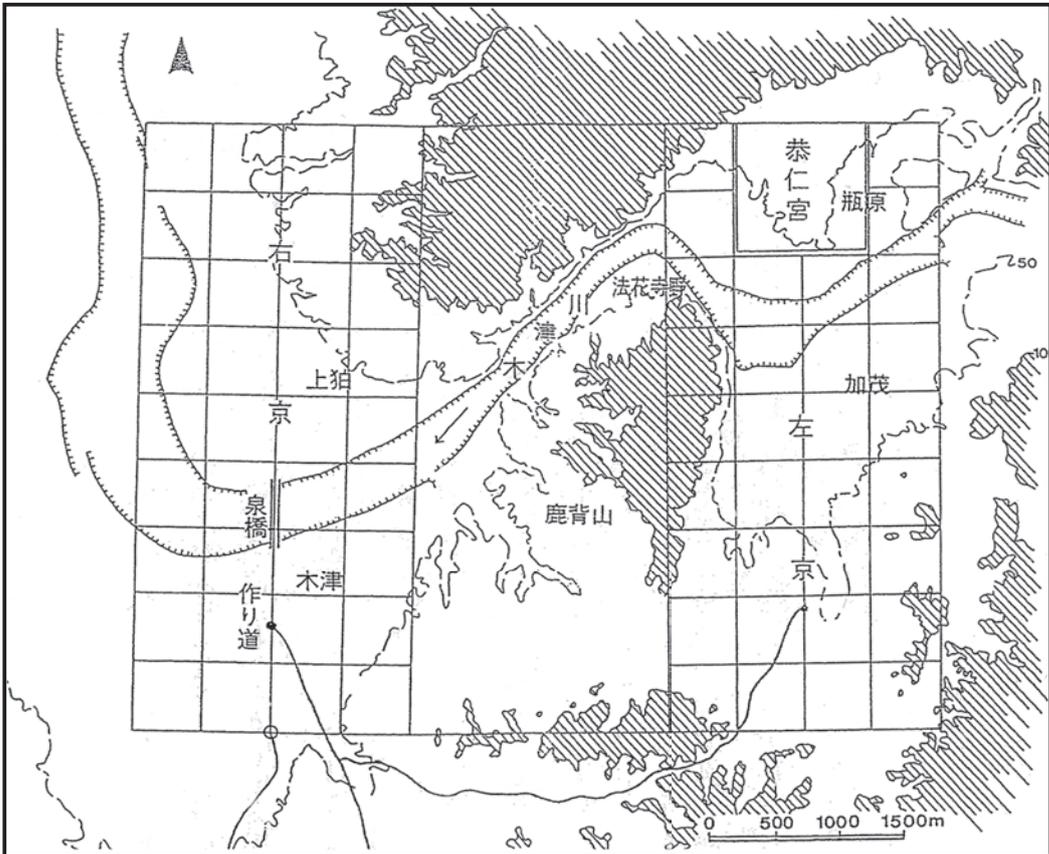
財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター理事長
京都大学名誉教授
上田正昭

(イ)(A) 参考史料



恭仁宮推定図

(ロ)



足利健亮説恭仁京復元図

(B) 「万葉集」

十五年癸未の秋八月十六日、内舎人大伴宿祢家持の

久迹京を讚めて作りし歌一首

1037 今造る久迹の都は山川のさやけき見ればうべ知らすらし

1060 三香原久迹の都は荒れにけり大宮人のうつろひぬれば

765 一重山隔れるものを月夜良み門に出で立ち妹か待つらむ

(C) 「續日本紀」

(1) 天平十二年十二月の条

○戊午。從不破發至坂田郡横川頓宮。是日。右大臣橘宿祢諸

兄在_テ前_ニ而發_シ。經_ル略_ス山背國相樂郡恭仁鄉。以_テ擬_シ遷都_ニ故也。○己未。從横川發到_ル犬上頓宮。○丙寅。外從

六位上調連馬養授_テ外從五位下。○辛酉。從犬上發到_ル蒲生郡宿。○壬戌。從蒲生郡宿發到_ル野洲頓宮。○

癸亥。從野洲發到_ル志賀郡禾津頓宮。○乙丑。幸志賀山寺禮佛。○丙寅。賜近江國郡司位一級。從禾津發

到_ル山背國相樂郡玉井頓宮。○丁卯。皇帝在_テ前_ニ幸恭仁宮。始作_ル京都矣。太上天皇皇后在_{リテ}後而至_ル。

(2) 天平十三年九月の条

攝津。山背四國、役夫五千五百人。○己未。遣木工頭正四位下智努王。民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂散位外從五位下高岳連河內。主稅頭外從五位下文忌寸黑麻呂四人。班給京都百姓宅地。從賀世山西道。以東爲左京。以西爲右京。○丁丑。行幸宇治及山科。五位已上皆悉從駕。追奈良留守兵部卿正四位下藤原朝臣豐成爲留守。

○丙辰。爲供造宮。差發大養德。河內。

(3) 天平十四年正月の条

十四年春正月丁未朔。百官朝賀。爲大極殿未成。權造四阿殿。於此受朝焉。石上榎井兩氏始樹大楯。

(4) 天平十四年二月五日の条

是日。始開恭仁京東北道。通近江國甲賀郡。

(5) 天平十四年八月の条

○丁丑。詔授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下。賜太秦公之姓。并錢一百貫。絁一百疋。布二百端。綿二百屯。以築大宮垣也。

(6) 天平十五年五月の条

○癸卯。宴群臣於内裏。皇太子親舞五節。右大臣橘宿祢諸兄奉詔奏太上

天皇曰。天皇大命尔坐西奏賜久掛。母畏岐飛鳥淨見御原宮尔。大八洲所知志聖乃天皇命天下乎

治賜比平。賜所思坐久。上下乎齊倍和。氣无動久。静加令有尔礼等樂等二都並。志平。久長久可有等隨神母

所思坐豆此乃舞乎始。賜比造。賜比伎。聞食豆与天地共尔絶。事無久弥繼尔受賜波。利行牟物。皇太子斯王尔學

志頂。令荷豆我皇。天皇大前尔貢。事乎奏。於是。太上天皇詔報曰。現神御大八洲我子

天皇乃掛。母畏伎天皇朝廷乃始。賜比造。賜留寶國寶。此王乎令供奉。賜波天下尔立賜比行。賜

流法波可絶。伎事波無久有家利。見聞喜。侍止奏。賜等詔。大命乎奏。又今日行。賜布態乎。見行波直遊。乃

味尔不在豆。天下人尔君臣。祖子乃理。平教。賜比趣。賜布等有良志止。所思。是以。教賜比趣。賜比奈受被

賜持豆不忘不失。可有伎表。等之一二人乎治。賜波奈止。所思行。奏。賜止。詔。大命乎奏。賜波久奏。曰。御

製歌曰。蘇良美都。夜麻止乃久尔波。可未可良斯。多布度久安流羅之。許能末比美例波。又歌曰。阿麻豆可

未。美麻乃弥已止乃。登理母知豆。許能等与美岐遠。伊寸多豆末都流。又歌曰。夜須美斯志。和己於保支美

波。多比良氣久。那何久伊末之豆。等与美岐麻都流。右大臣橘宿祢諸兄宣。詔曰。天皇大命。良麻。勅。久

今日行。賜比供奉。賜態尔依而御世御世當豆。供奉親王等大臣等乃子等乎始而可治。賜伎一二人等

選給比治給布。是以汝等母今日。詔。大命。乃期。君臣。祖子乃理。遠忘。事無久繼坐。天皇御世御世

尔明淨。心乎以而祖名乎戴。持而天地与共尔長久遠久仕。奉礼等。位上賜比治。賜布。勅。大命。衆

聞食。宣。又皇太子宮乃官人尔冠。一階上賜布。此中。博士等任賜部下。道。朝臣真脩尔。冠。二階上賜

比治。賜波久。勅。天皇大命。衆。聞。食宣。授右大臣正二位橘宿祢諸兄從一位。

比治。賜波久。勅。天皇大命。衆。聞。食宣。授右大臣正二位橘宿祢諸兄從一位。

(7) 天平十五年五月の条

○乙丑。詔曰。如聞。墾田依養老七年格。限滿之後。依例收授。由是農夫怠倦。

開地復荒。自今以後。任爲私財。無論三世一身。咸悉永年莫取。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位百町。六位已下八位已上五十町。初位已下至庶人十町。但郡司者。大領少領三十町。主政主帳十町。若有先給地過多。茲限。便即還公。姦作隱欺。科罪如法。國司在任之日。墾田一依前格。

(8) 天平十五年十月の条

辛巳。詔曰。朕以薄德。恭承大位。志存兼濟。勤撫人物。雖遼土之濱已霑。仁恕而普天之下未浴。法恩誠欲。賴三寶之威靈。乾坤相泰。修萬代之福業。動植咸榮。粵以天平十五年歲次癸未。十月十五日。發菩薩大願。奉造盧舍那佛金銅像一軀。盡國銅而鎔。象削大山以構。堂廣及法界。爲朕知識。遂使同蒙利益。共致菩提。夫有天下之富者。朕也。有天下之勢者。朕也。以此富勢。造此尊像。事也。易成心也。難至。但恐徒有勞。人無能感。聖。或生誹謗。反墮罪辜。是故預知識者。懇發至誠。各招介福。且每日三拜盧舍那佛。自當存念。各造盧舍那佛也。如更有入情願。持一枝草一把土。助造像者。恣聽之。國郡寺司莫因。此事侵擾百姓。強令收斂。布告遐迩。知朕意矣。

(9) 天平十六年閏正月の条

○閏正月乙丑朔。詔喚會百官於朝堂。問曰。恭仁難波二京何定爲都。各言其志。

於是陳恭仁京便宜者。五位已上廿四人。六位已下百五十七人。陳難波京便宜者。五位已上廿三人。六位已下一百卅人。○戊辰。遣從三位巨勢朝臣奈豆麻呂。從四位上藤原朝臣仲麻呂。就市問定京之事。市人皆願以恭仁京爲都。但有願難波者一人。願平城者一人。

(10) 天平十六年閏正月十一日の条

○乙亥。天皇行幸難波宮。以知太政官事從二位鈴鹿王。民部卿從四位上藤原朝臣仲麻呂爲留守。是日。安積親王緣脚病從櫻井頓宮還。丁丑薨。時年十七。遣從四位下大市王。紀朝臣飯麻呂寺。監護喪。親王天皇之皇子也。母夫人正三位縣犬養宿祢廣刀自。從五位下唐之女也。

(11) 天平十六年二月・三月の条

○甲寅。運恭仁宮高御座并大楯於難波宮。又遣使取水路運漕。兵庫器仗。○乙卯。恭仁京百姓情願遷難波宮者恣聽之。○丙辰。幸安曇江遊覽松林。百濟王等奏百濟樂。詔授无位百濟王女天從四位下。從五位上百濟王慈敬。從五位下孝忠。全福並正五位下。○戊午。取三嶋路行幸紫香樂宮。太上皇及左大臣橘宿祢諸兄留在難波宮焉。○庚申。左大臣宣勅云。今以難波宮定爲皇都。宜知此狀。京戸百姓任意往來。○三月甲戌。石上榎井二氏樹大楯槍於難波宮中外門。

(12) 天平十七年五月の条

○辛酉。地震。遣大膳大夫正四位下栗栖王於平城藥師寺。請集四大寺衆僧。問以何處爲京。僉曰。可以平城爲都。○壬戌。地震。日夜不止。是日。車駕還恭仁宮。以參議從四位下紀朝臣麻路爲甲賀宮留守。○癸亥。地震。車駕到恭仁京泉橋。于時。百姓遙望車駕。拜謁道左。共稱萬歲。是日。到恭仁宮。

(13) 天平十七年五月の条

○甲子。地震。遣右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂掃除平城宮。時諸寺衆僧淨人童子等。爭來會集。百姓亦盡出。里無居人。以時當農要。慰勞而還。○乙丑。地震。於大安。藥師。元興。興福四寺。限三七日。令讀大集經。自四月不雨。不得種藝。曰。以奉幣諸國神社祈雨焉。○丙寅。地震。發近江國民一千人。令滅甲賀宮邊山火。○丁卯。地震。讀大般若經於平城宮。是日。恭仁京市人徙於平城。曉夜爭行。相接無絕。○戊辰。奉幣帛於諸陵。是時甲賀宮空而無人。盜賊充斥。火亦未滅。仍遣諸司及衛門衛士等。令收官物。是日行幸平城。以中宮院爲御在所。舊皇后宮爲宮寺也。諸司百官各歸本曹。

(14) 天平十八年九月の条

○戊寅。恭仁宮大極殿施入國分寺。

(15) 『上田正昭著作集』(第七卷)

津川)に、行基の信奉者も加わって、橋を架けることになる。完成をみて「得度せしむること、惣て七百五十人」と記述するのは、行基に「随逐」する優婆塞・優婆夷が参加していたことを示唆する。

『行基菩薩伝』には、天平十三年の三月に行基が泉橋院に「淹留」し、同月十七日に「天皇行幸」があつて、行基と「終日清談」したと物語る。「大菩薩(行基)」は「諸院」建立の「縁由」を奏し、聖武天皇は行基建立の「堺地」を「世々絶えず、宮司に撰録せず」と語つたという。象徴的な伝承である。行基の宗教活動が、天平十年(七三八)のころを過ぎると権力の動向に対応して、現実味をおびていたことを軽視できない。

恭仁京への遷都について『続日本紀』は天平十二年十二月六日の条に、「右大臣橘宿禰諸兄、在前に発ち、山背国相楽郡恭仁郷を経略す。遷都を擬ることを以ての故なり」と記す。この「擬遷都」という表記は平城京や平安京の遷都などの場合に比べて異常だが、天平十六年閏正月、「恭仁・難波の二京、何れをか定めて都とせむ。各その志を言せ」との下問があつたおり、五位以上の二十四人、六位以下の百五十七人は恭仁京をよしとして、五位以上二十三人、六位以下百三十人は難波京をよしとした。そして同月四日には市人にいづくに京を定めるかを問うた。市人は恭仁京を都にと願ひ、市人の一人が難波、市人の他の一人が平城への遷都を希望したという。

天平十六年(七四四)の二月二十日には、恭仁京の高御座と大楯を難波宮に運び、木津川・淀川の水路によつて恭仁京の兵庫の武器類を難波へ移送した。そして同月二十六日、難波宮を皇都とする勅があつた(ただし天平十七年五月には都は平城京にもどる)。こうした動向にも行基は敏感であつた。天平十七年に摂津国西成郡御津村に大福院と同尼院、同郡津守村に難波度院・枚松院・作蓋部院を建立したのも、港湾(難波津・住吉津など)の整備にその土木技術をいかし、難波宮の復興をめざしたであろう行基の想いが重なつていたと思われる。

(16)

阿支波支乃之多波毛美智



天平の寺とものづくり

京都府立大学教授

菱田 哲郎

1 馬場南遺跡の発見から

馬場南遺跡の調査成果は、万葉木簡に代表されるように、奈良時代の文化を復元するための重要な資料を提供することになり、その成果に対する検討も、昨年度のシンポジウムなどの開催を通して進められてきています。ここでは、成果については簡単に触れるに留め、新たな課題について指摘しておきましょう。

馬場南遺跡の建物は、「神雄寺」なる寺院に伴うことが確実視できますが、文献に記録がないこともあって、その性格が十分に解明されているわけではありません。しかし、出土した多量の灯明皿、「神雄寺」「悔過」などの墨書土器に加えて、「彩釉山水陶器」と呼ばれる特殊な製品、さらに雅楽に用いられる腰鼓の破片など、この地が重要な法会をおこなう場所であったことを示す出土品に恵まれています。そして、木津川市教育委員会によっておこなわれた調査によって、四天王を四隅に配置する仏堂の存在が明らかになり、その仏堂の南に礼堂を配置するレイアウトが確定しました。さらに、これらを取りまくように流れている流路の起点に湧水点すなわち泉があり、祭祀の対象となっている事実も、調査によって加えられています。

時期的な検討からは、馬場南遺跡の仏堂、礼堂および泉に発する流路は第一期（七三〇～七四〇年代）から存在し、その流路に多量の灯明皿が投棄されていました。第二期（七六〇～七七〇年代）には、流路がやや西に移動され、その中からやはり灯明皿が多数出土しています。「神雄寺」の墨書土器の年代が8世紀前半に遡らない点が問題になりますが、泉に端を発する流路に区画された空間構成をとり、法会をおこなった仏教施設は当初より存在していたことは確実視できます。

このような「神雄寺」の立地や構成は、それまでの寺院とは大きく異なっており、背後にある美しい形の手や谷奥の泉から流れ出る流路を意識して取り込んだことが考えられます。法会をさかんにおこなった場所であることも確実視できますので、そのような実際の活動が重視された、つまり法会の舞台装置というような役割を重視して設けられた寺院であるように思われます。

2 寺院の変化と泉

古代寺院の造営のピークは7世紀末頃であり、六〇〇を超す数の寺院が建立されました。ただし、それらがいずれも法会などの活動を活発におこなっていたわけではなく、畿内の一部の寺院を除くと、常住の僧尼もいない寺院も多かったと考えられています。そして、古代寺院の多くは平地の交通の便がよいところに立地し、むしろ郡家など地域の中心に隣接して、象徴的な建造物として寺院が建設されている状況が一般的でした。綾部市の綾中廃寺は、その典型と言えます。このことと関係するかどうかはわかりませんが、泉を抱える寺院はほとんど見あたりません。泉を神聖視する思想は古くからありますが、7世紀の段階では、まだ寺院に取り入れられてはいなかったと見ておくことができます。

このことから、神雄寺が建立された天平の時代は、寺院の立地にとって大きな変化があった時期であると言えます。小浜市にある若狭神宮寺は水送りの行事で有名ですが、その舞台となる関伽井は、水が湧き出る泉です。関伽井がいつからあるのか、水送りがいつから始まるのかは伝承の中でのことで、実際には不明ですが、この寺院が平安時代前期に神願寺と称していたことが文献から明らかですし、また発掘調査の結果からは奈良時代中頃に遡る瓦が出土していて、天平の頃には寺院として存在していたことは確かめられていますので、泉を抱える寺院が登場する状況を示してくれています。

東大寺の二月堂は水取りの行事の舞台ですが、ここもまた若狭井という泉を持っています。東大寺の境内を図化した「東大寺山堺四至図」(七五六年)では、繩索堂などの主要な堂宇に加えて、山や井が表記されています。井から流れ降る川も表現されているので、井は井戸というよりも走井(泉)であると推測できます。二月堂の建物そのものは見えませんが、若狭井の位置にやはり井が描かれています。このことから、古代の東大寺において泉が重要な意味を持つものとして認識されていたことが明らかとなります。

東大寺二月堂のお水取り、すなわち修二会は、本来は十一面観音を本尊とする悔過法会であり、過ちを懺悔することにより罪過を取り除いて、除災招福を図ることを目的としました。このお水取りにおいて、二月堂の若狭井が重要な役割を果たしていることは、寺院における泉の役割の一端を示していると考えられます。

馬場南遺跡すなわち神雄寺からも「悔過」の墨書土器が出土していますので、ここでおこなわれた法会の中に悔過法会があったことが確実視できます。昨年のシンポジウムでも触れられていましたが、天平期の悔過に関連する史料として、『続日本紀』天平十七年（七四五）十月十九日条が挙げられます。これは、天皇の病気に際して、薬師悔過の法会を命じたもので、「京師・畿内の諸寺と諸名山浄処とをして薬師悔過の法を行わしむ」とあります。仏教法会において浄処が指されるのはこの史料が初めてです。名山とともに浄処が記されることから、その浄処観には、山中で水の湧き出でる泉のような場所が含まれていたと考えてもよいでしょう。

泉が浄処であることは、寺の名前から明らかです。京都の清水寺がもちろん有名ですが、古代にさかのぼる確実な例として、熊本県の浄水寺じよすいじを挙げることができます。熊本県宇城市にある浄水寺は、創建の事情を記した古代の石碑4基を持つことで著名であり、寺名もそれによって確定します。最も古い延暦九年（七九〇）碑に創建の事情が語られています。寺域から出土する瓦は、おおむね碑文の内容に合致し、創建は8世紀後半になることが推測されています。寺名の通り、湧水を抱える寺院で、御手洗水源と呼ばれる泉が寺院の麓の位置にありますので、「東大寺山堺四至図」と同様、泉への浄処観が奈良時代に遡ることを明らかにしてくれます。

馬場南遺跡の成果は、古代寺院における変化を示してくれていることが明らかになってきました。つまり、その変化とは、天平期前後に、浄処である泉への仏教の接近といった現象があることです。法会を初めとする寺院のソフトウェア的な側面が重視されたことが背景にあるものと考えられます。形から入った日本の仏教受容にとって、大きな転換点になったと評価できましよう。

3 平城宮・京の瓦工場

神雄寺のあった時代、木津周辺は工業化の進んだ地域でした。それは、平城宮・京での瓦の需要を補うため、多くの瓦生産地が成立していたからです。もちろん、瓦の生産は6世紀末の飛鳥寺の造営に始まりますが、7世紀を通して、比較的規模の小さな生産地が営まれることが一般的で、藤原京の時代になって、宮の建物に瓦が用いられ始めたことが

ら大規模な生産地が成立するようになりました。平城京では、それがさらに進み、都の北側にあたる奈良山丘陵に次々と瓦工房が設けられるようになりました。その窯の数は少なく見積もって二〇〇、多ければ四〇〇ぐらいの基数に登ると考えられます。

発見されている瓦窯の構造は、大きく^{あながま}窖窯と平窯に分けられます。窖窯は伝統的な須恵器窯の形状を踏襲するもので、「登り窯」とも称せられるように、丘陵の斜面を利用して設置されます。窯そのものが煙突としての効果をもち、強い「火の引き」によって高い火力を引き出せることが特徴です。一方の平窯は、床が平坦な窯という以上に、それまでにない特徴をもっています。まず、燃料を燃やす燃焼室と製品を焼く焼成部が完全に分かれ、分煙孔によって導かれた焰が焼成室を下から熱するため、均質でムラのない焼き上がりが可能です。床面に棧状の畝(^{うね}牀)が設けられ、その牀の上に生瓦を並べるようになっており、瓦という規格品を生産するのに特化した窯構造であると言えます。そして、何よりも異なるのは、製品の出し入れであり、窖窯構造では焚口を介しておこなうのに対し、有牀式平窯では焼成部の天井側から製品を取り出すようになっていきます。つまり、薪や灰の出し入れと、製品の出し入れが完全に分離できたという点でも画期的な窯構造であると言えます。この有牀式平窯の成立について木津川市・精華町・奈良市にまたがる奈良山瓦窯群の調査成果が大いに参考になります。現在知られている資料からは、出土瓦による編年的な検討によって、天平年間を境に窖窯から平窯に移行することが明らかになっています。そして、窯の構造が変化することと合わせて、土地利用においても大きな変化が起きました。

興福寺創建時の瓦を生産し、およそ和銅年間から養老年間までの操業が想定されている梅谷瓦窯では、丘陵の裾部に7基の窯が築かれていました。窯構造は煙道の取り付き部に隔壁を設けた窖窯であり、床面傾斜もきわめて緩く、平窯の発生を考える上で重要な位置を占めています。また、7基の窯が焚口や煙道の高さがほぼ揃っていて、計画的なレイアウトを観察することができます。地形との関係を見ると、焚口の高さでテラス状の平坦地が巡っているのがみとめられます。梅谷瓦窯の窯構造では焚口を介して製品や薪の出し入れをおこなう必要があるため、製品の搬入搬出路、および薪の搬入路を確保するための通路が設けられていたと推測できます。工房の位置は明らかになっていませんが、報告書に付けられた早川和子氏による想定復原図にあるように、この通路を介して西に接続する平坦地に工房があった可能性があります。このように、梅谷瓦窯の立地からは、焚口を中心とした水平方向のものの移動によって特色づけられる工房配置だと言えます。

次に、整然と並ぶ工房跡が発見された^{しやうにんがひら}上人ヶ平遺跡のすぐ西に位置する市坂瓦窯は、その南の谷で発見された^{ごりやういけ}五領池

東瓦窯とともに、天平宝字年間を中心とする一大瓦工房を構成していると考えられます。ただし、市坂瓦窯と上人ヶ平遺跡では主として平城宮所用の瓦を生産するのに対し、五領池東瓦窯では法華寺阿弥陀浄土院の瓦を中心に生産しており、工房の性格の違いが指摘されています。ともかく、8世紀第3四半期の瓦工房の代表例とすることが出来ます。

市坂瓦窯では、丘陵斜面に並列して8基（北5基南3基）の窯が設置され、その上方は尾根筋となつています。また、焚口からは前庭部を介して谷の斜面につづいており、そこが廃棄物を捨てる灰原となつています。市坂瓦窯を構成する瓦窯はすべて有牀式平窯ですから、生瓦や製品の出し入れがもつぱら丘陵上部側からおこなわれ、焚口は薪の投入と廃棄物の掻き出しのみ用いられた構造になります。瓦工房である上人ヶ平遺跡はこの尾根筋からすぐの場所にあることから、瓦の製作から乾燥にいたるプロセスが丘陵上でおこなわれたことが推測できます。この場所が、現状で平坦な面となつていますが、そのようになったのは、おそらく奈良時代に大がかりに造成がおこなわれた結果とみてよいでしょう。このように、市坂の瓦工房は丘陵地形をうまく利用して、計画的なレイアウト、そして造成がおこなわれて設置された施設ということが出来ます。それは、瓦生産に特化した有牀式平窯の構造を最大限に引き出した配置が実現したと評価でき、奈良山丘陵における瓦生産の完成された姿とみることができましよう。

このような市坂遺跡—上人ヶ平遺跡のような瓦工場ともいべき施設の前段階として、鹿背山瓦窯かせやまの調査成果を評価することが出来ます。近年の調査により、市坂瓦窯と同様に、斜面に瓦窯が並び、上の平坦面に工房があったことが判明しています。そして、この平坦面から北の低地に斜路が設けられ、その先に粘土採掘孔がありました。つまり、粘土の採掘、運搬の実態が明らかになり、より明確に瓦工房のレイアウトを示してくれるものとなりました。造成された平坦面の面積は上人ヶ平遺跡よりも小さいですが、新しい窯構造に応じた工房レイアウトが取られた点で画期的と言えます。鹿背山瓦窯の年代は、市坂瓦窯をややさかのぼる七四〇年代を中心と比定できます。

なお、平安時代前期の窯跡では、大山崎瓦窯の成果が特徴的です。まだ工房は明らかになつておりませんが、5基の平窯が等間隔に、しかも焚口の位置を揃えて並んでいる状況が2セット確認されています。窯のレイアウトがより厳密に設計されるようになることがうかがえます。

4 手工業生産の変化から

奈良時代の中頃は、手工業生産において大きな変化があつた時期であると捉えられています。須恵器生産では、大規模な生産地の衰退とともに、新興の生産地が活性化する現象が指摘されています。亀岡市の篠窯跡群は、8世紀中頃か

ら急速に生産量を伸ばしており、のちには平安京の需要をまかなうようになっていきます。丹後では阿婆田窯跡が新しい生産地として挙げられ、8世紀中頃から末にかけて集中して生産をおこなっていました。生産地の交替は、おそらく生産を支えた勢力の交替を示唆しているものと考えられます。とくに、8世紀中頃から活発化する生産地については、篠窯跡の場合のように、国府との関係が推測される例が少なくありません。

京丹後市弥栄町の遠所（遠慮）遺跡は、近畿地方北部を代表する製鉄遺跡であり、6世紀代の操業ののち、ブランクを挟んで、8世紀後半に大規模な生産をおこなっておりました。田租の記載のある木簡も出土しており、国家ないしは国府の経営が想定されています。製塩遺跡として有名な舞鶴市浦入遺跡もまた、製塩のピークは8世紀後半から9世紀にありました。集中的な生産の背景には、専門的に従事する人々の存在が想定されますが、そのような生産体制を維持する仕組みができていることに注目しなければなりません。零細小規模な生産とは異なる、集中的な生産が可能になるという点で、8世紀中頃は大きな転換点であると言えます。

先に触れた奈良山丘陵の瓦生産は、より集約的で合理的な生産体制が都城周辺で実現したことを示していると思います。が、このような都城の生産技術や生産体制が各地に浸透していくこととなります。有牀式平窯のような新たな瓦窯の技術は各国の国分寺などで採用されていますので、やはり国レベルでの生産が手工業の革新にとって重要な役割を果たしていたと見てよいでしょう。ちなみに、丹波国分寺の瓦窯も近くの三日市遺跡で確認されており、市坂瓦窯とよく似た土地利用をおこなっていた可能性があります。

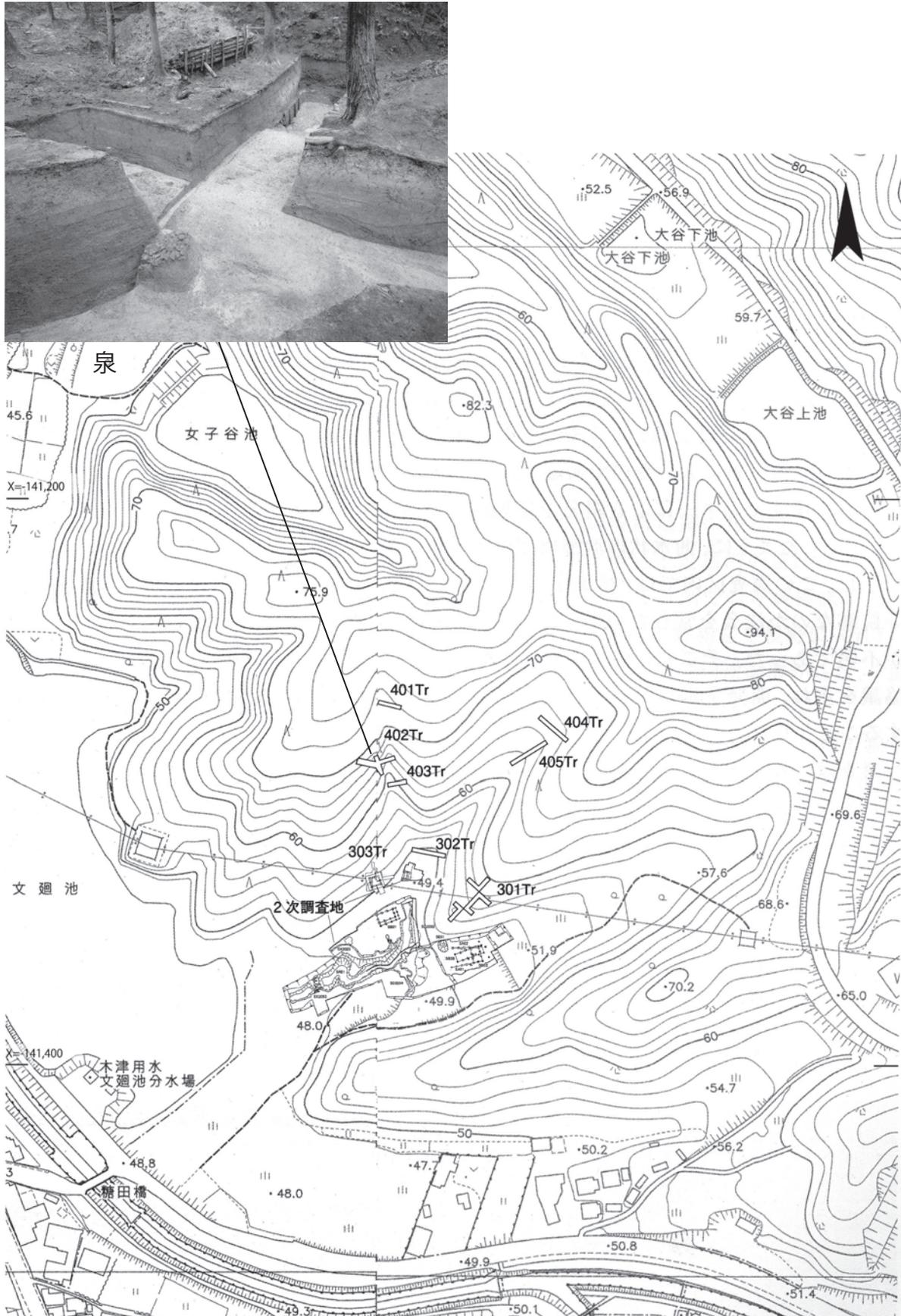
奈良時代における手工業を考える上で重視しなければならないのは、その品質です。滋賀県の瀬田丘陵上に展開した製鉄遺跡において、奈良時代の野路小野山遺跡では、それまでよりも高品質の鉄が生産されていたことが明らかになっております。瓦窯の変化も、高品質とまでは言えませんが、均質な製品を作る方向への改良と見ることができそうです。そして、正倉院に所蔵されている布からは、品質におけるランク分けがあったことが明らかになっておりますので、生産の場でも品質が重視されていたことが確実視できます。須恵器、鉄、塩など、さまざまな品物に見られる集約的な生産は、単に生産効率だけではなく、品質についても安定させるというねらいがあったと想像されます。

以上、天平の時代を中心に手工業生産における変化について見てきました。製鉄、製塩、製陶のいずれもが、それ以前からある手工業であったわけですが、その生産の規模や内容に革新があったことがうかがえました。いわばより実質的な生産が可能になってきているとみてよいでしょう。このような状況は仏教寺院において法会という目的に即した寺院が現れてくることとも一脈通じていると言えるかもしれません。形から入った7世紀に対して、実を取る8世紀というよ

うな評価が可能であるように思います。
遺跡や遺物から検討を進めることには限界がありますが、生産遺跡が語る歴史を汲み上げる努力をこれからも続けていかなければならないと感じております。

〔参考文献〕

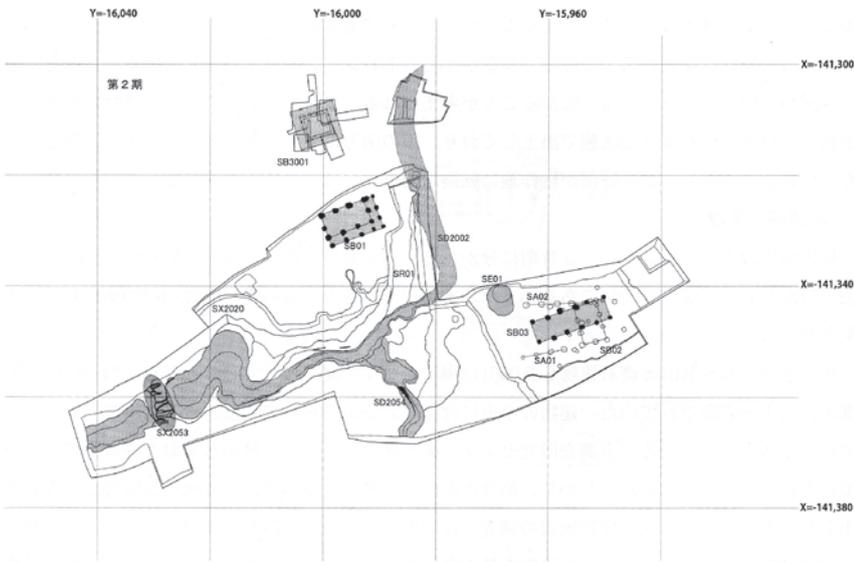
- 有井広幸「煙道部を持たない平窯の構造について」『京都府埋蔵文化財論集 第5集』二〇〇六年、京都府埋蔵文化財調査研究センター。
小浜市教育委員会『小浜市重要遺跡確認調査報告書Ⅲ』、二〇一〇年。
木津川市教育委員会『木津川市内遺跡発掘調査概報Ⅱ』、二〇一〇年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『遠所遺跡』京都府遺跡調査報告書二一、一九九七年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『奈良山瓦窯群』京都府遺跡調査報告書二七、一九九九年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『浦入遺跡群』京都府遺跡調査報告書二九、二〇〇一年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報 第一一四冊』、二〇〇五年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報 第一三一冊』、二〇〇九年。
京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報 第一三八冊』、二〇一〇年。
菱田哲郎『古代日本 国家形成の考古学』、二〇〇七年、京都大学学術出版会。



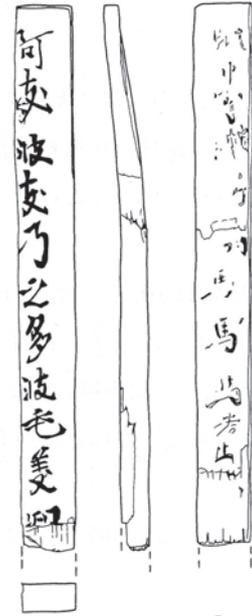
①馬場南遺跡全体図（拠：木津川市教育委員会 2010）



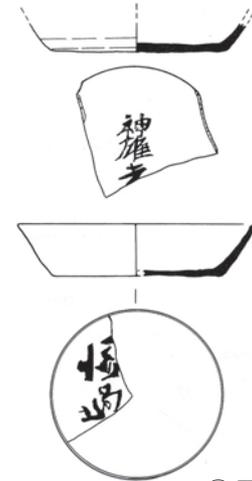
馬場南遺跡第1期遺構平面図



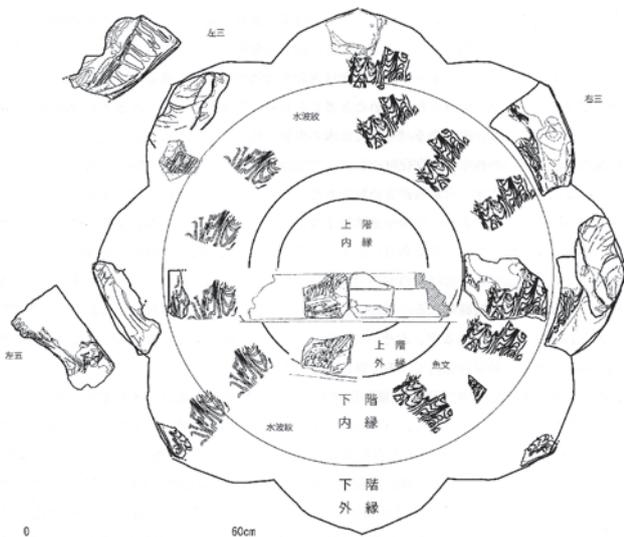
馬場南遺跡第2期遺構平面図
②馬場南遺跡の遺構変遷



③万葉木簡

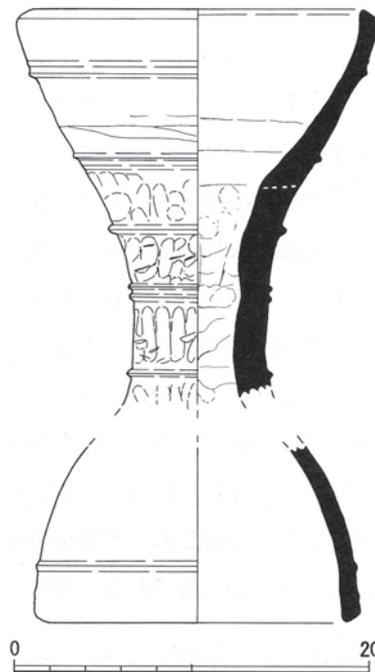


④墨書土器

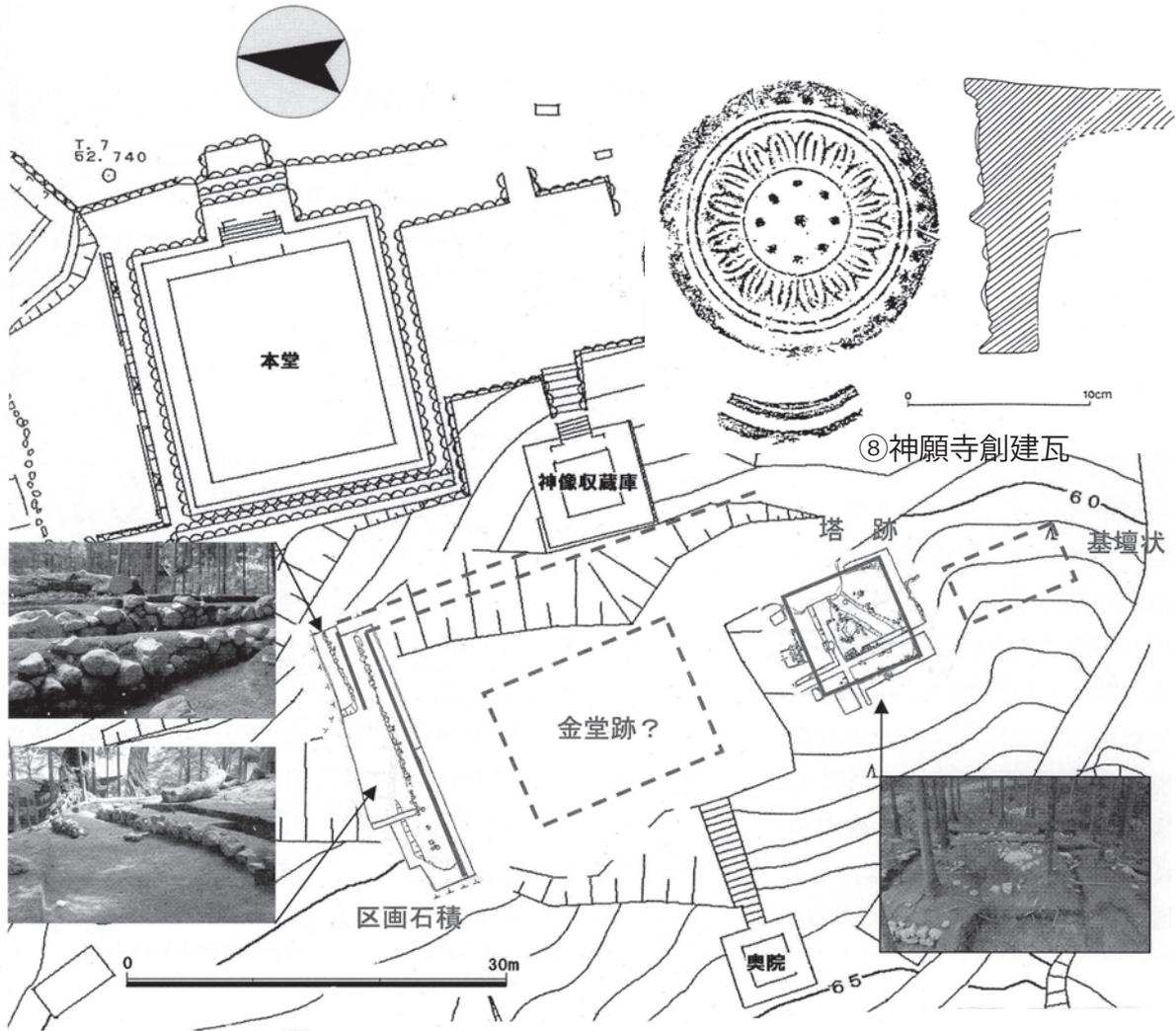


⑤「彩釉山水陶器」

(すべて拠：京都府埋蔵文化財調査研究センター 2009)



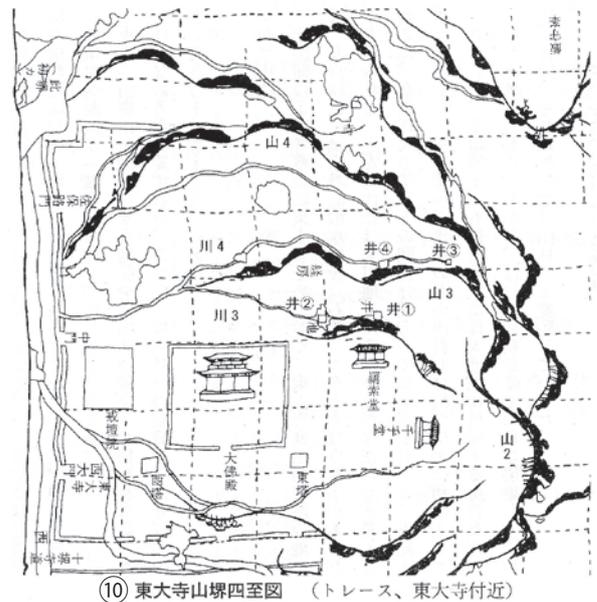
⑥「腰鼓」



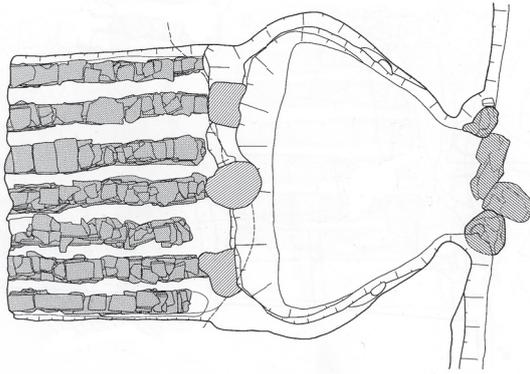
⑦古代神願寺の遺構 (拠：小浜市教育委員会 2010)



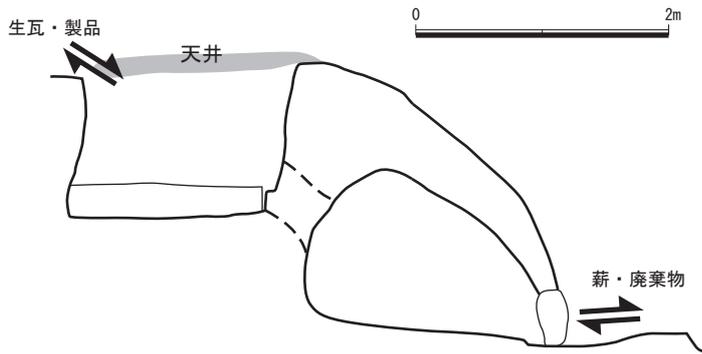
⑨若狭神宮寺の境内 (拠：小浜市教育委員会 2010)



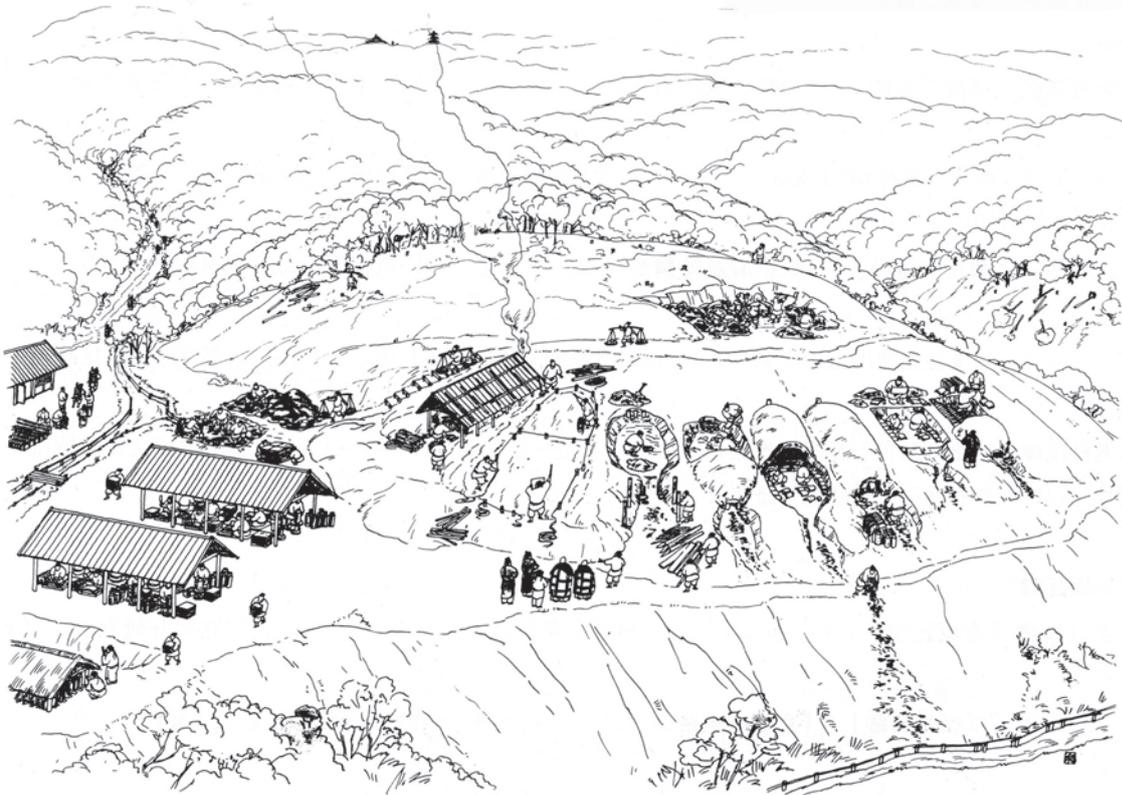
⑩東大寺山堺四至図 (トレース、東大寺付近)



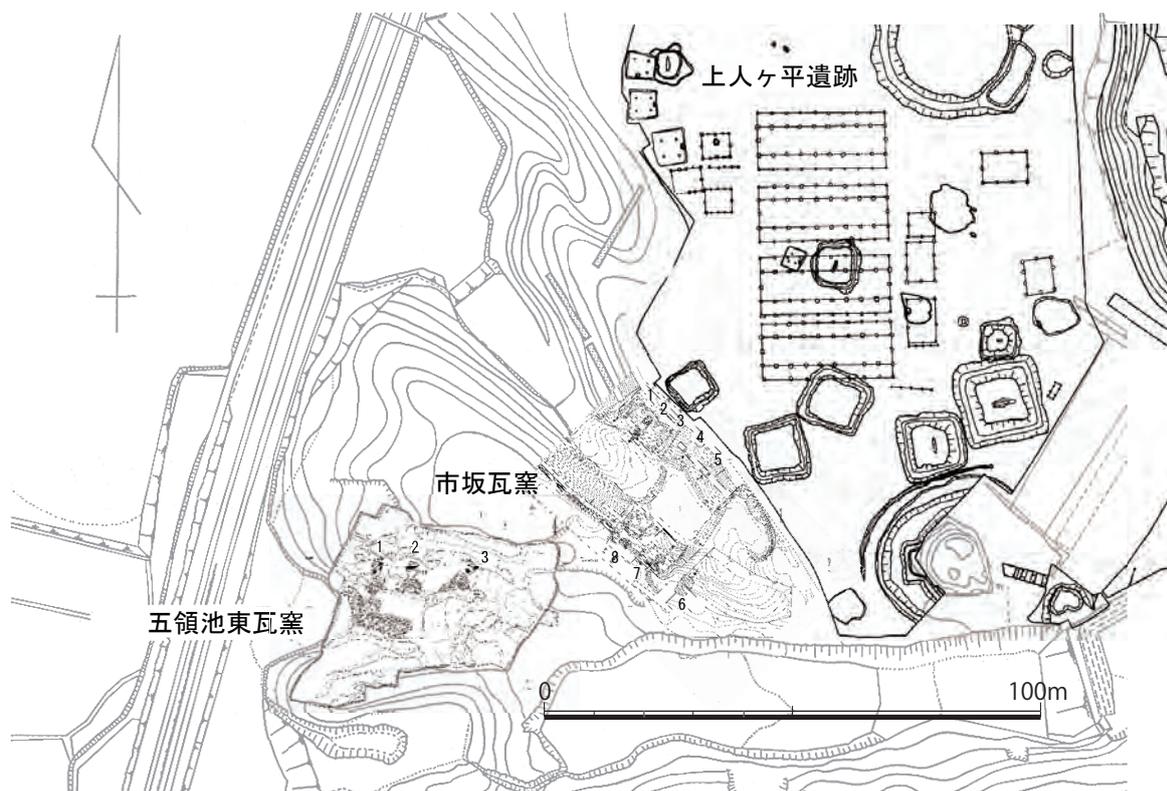
⑫梅谷7号窯



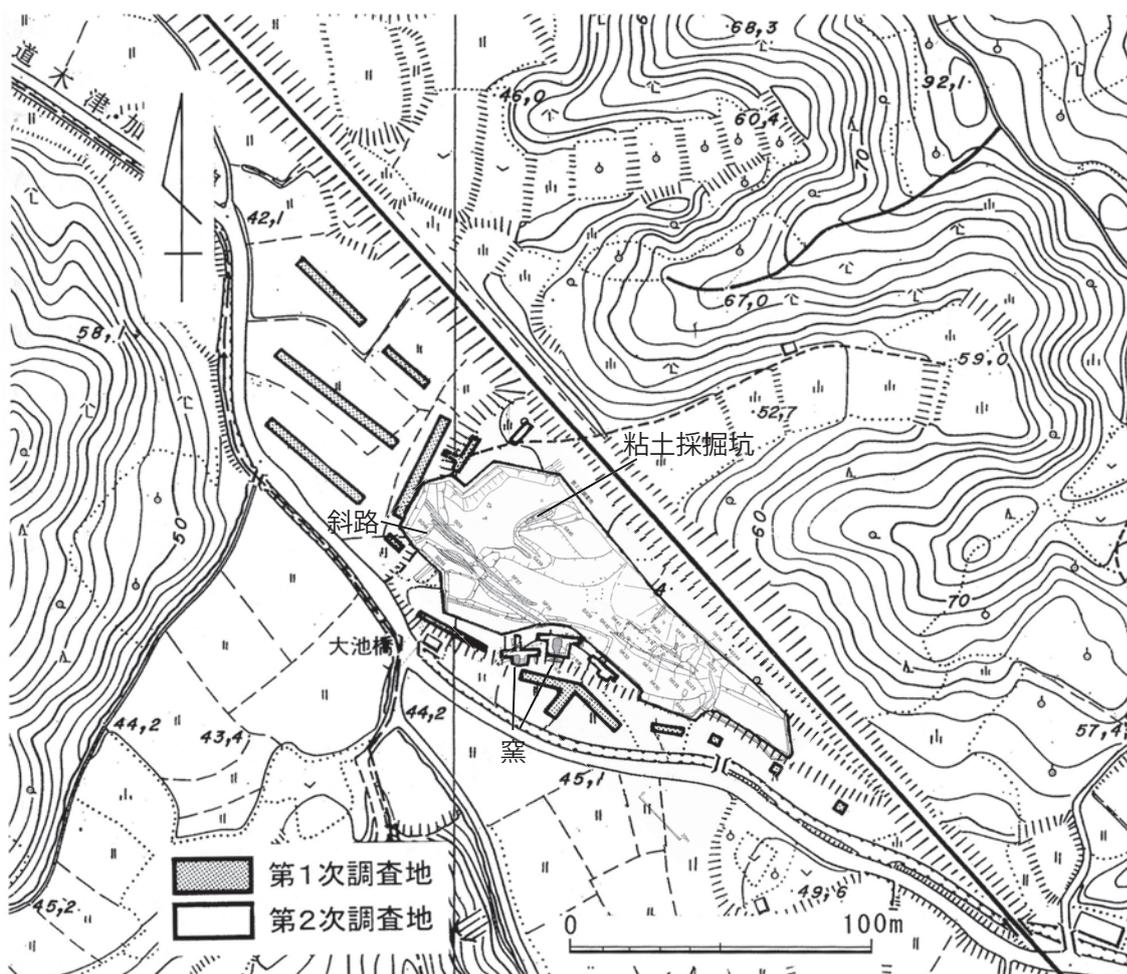
⑪有床式平窯の構造
(市坂8号窯)



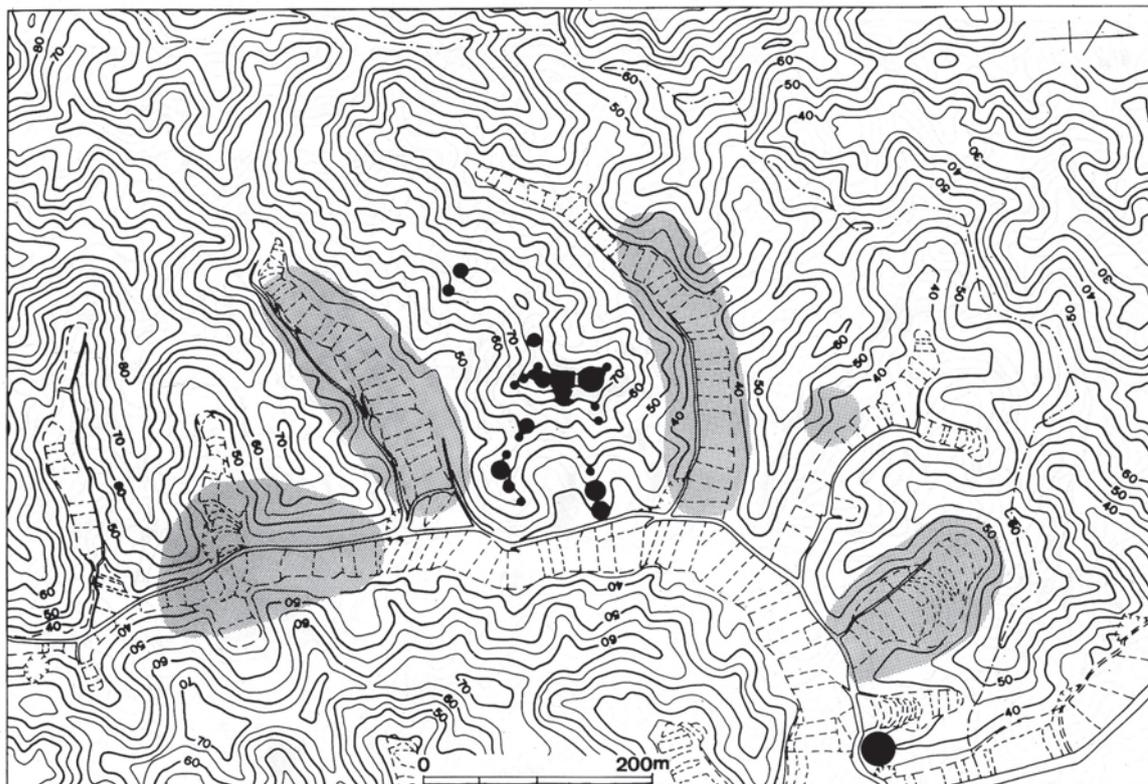
⑬梅谷瓦窯の遺構（上）と復原図（下）
(以上拠：京都府埋蔵文化財調査研究センター1999)



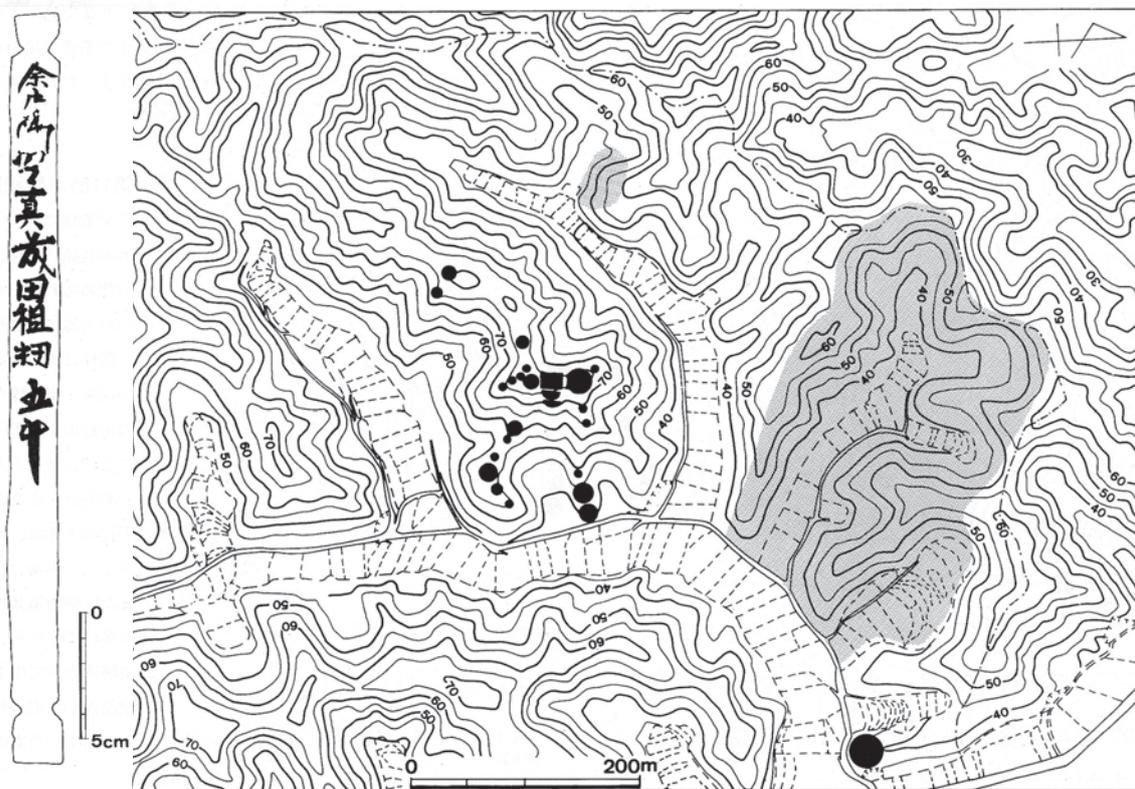
⑭上人ヶ平遺跡と市坂瓦窯（京都府埋蔵文化財調査研究センター 1999 より合成）



⑮鹿背山瓦窯の遺構と周辺地形（京都府埋蔵文化財調査研究センター 2009 より合成）



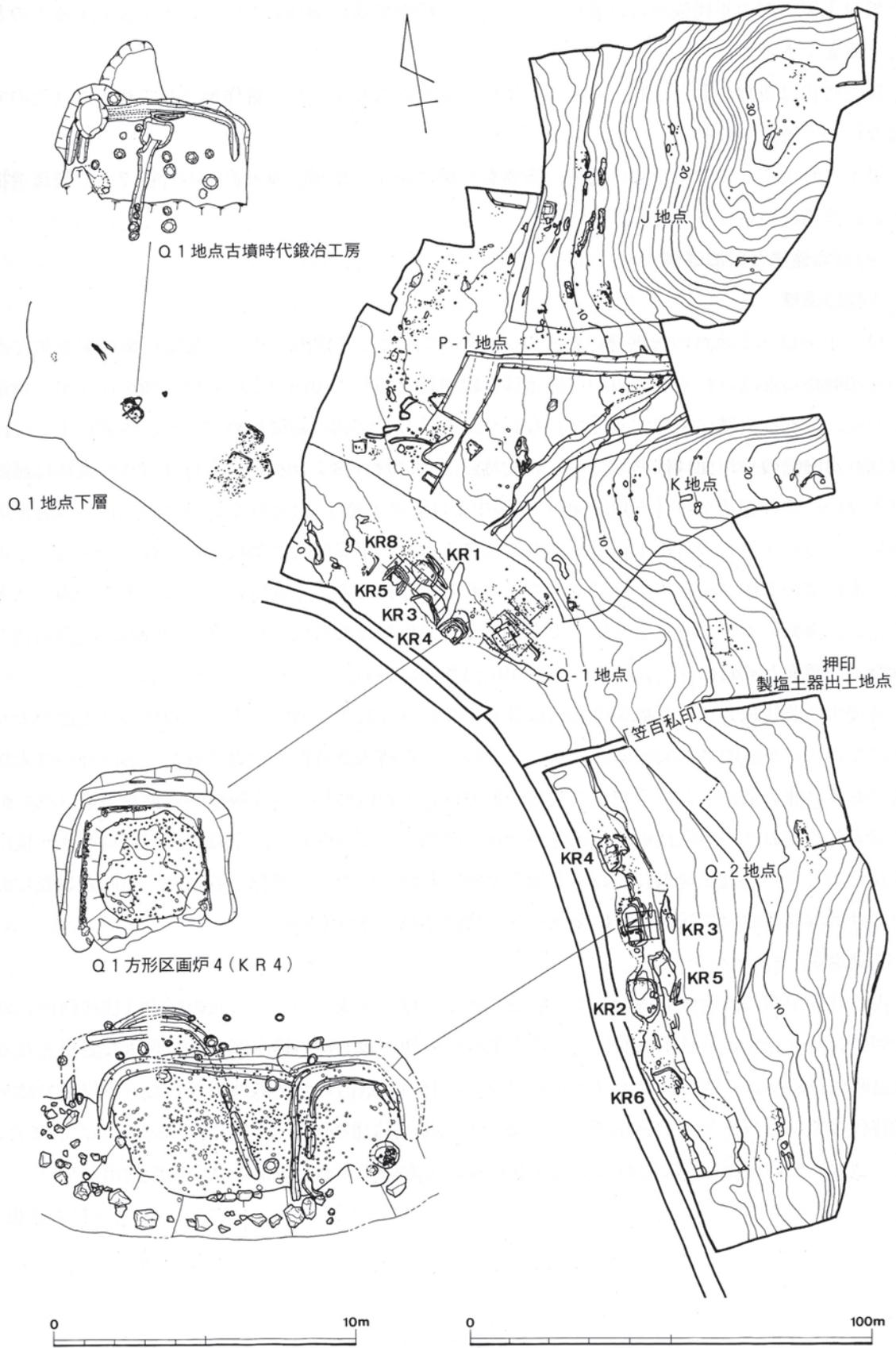
⑩ 6世紀後半の遠處遺跡



余戸郷(物)部真成田租初五斗

⑪ 8世紀後半の遠處遺跡と田租木簡

(以上拠：京都府埋蔵文化財調査研究センター 1997)



⑱ 浦入遺跡の製塩遺構（拠：京都府埋蔵文化財調査研究センター 2001）



KYOTO
ARCHAEOLOGY CENTER

(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センターの現地説明会や埋蔵文化財セミナーなどは、下記のホームページでもご案内しています。

<http://www.kyotofu-maibun.or.jp>

(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター

〒 617-0002 向日市寺戸町南垣内 40 番の 3

Tel (075) 933-3877 (代表) Fax (075) 922-1189